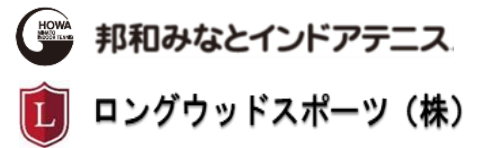


2020年4月14日

会員各位



「緊急事態宣言に伴う臨時休業措置について」について

会員の皆さまにおかれましては大変ご迷惑をおかけいたしますが、皆さまの健康と安全を考え、感染防止のためにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 休業期間の営業（電話対応）等について

- ・ 営業時間（電話対応）： 10：00～17：00（ストリングの張替は承っております。）
- ・ 完全休館日： 4月30日（木）、5月1日（金）は全ての業務をお休みさせていただきます。

● 休業期間後の対応について

- ・ 一般クラスの方は4月期の未開講回数分（2回分、土曜3回分）の受講料を精算し、次月受講料に充当させていただきます。5月期の請求額は差額分のみとなります。（休会の方は6月期へ）
- * 開講分の未受講分に関しては無料振替となります。
- ・ ジュニアクラス（ペアレンツ・一般クラスの中高校生）の方の4月期受講料は、5月期分に充当させていただきます。
- ・ 5月期の休会手続きは4月26日（日）まで受付させていただきます。5月期休会されても特別措置として、以前のお休み分についての振替受講は継続させていただきます。
- ・ 5月期退会について、既にお手続きがお済の方、5月期退会を希望される方は、特別受講といたしまして4月期の受講分を5月期まで振替受講可能とさせていただきます。もしくは、残り回数分の精算をさせていただきます。（4月分のみ）
- ・ 振替期間については受講いただいている限り1年間有効となりますが、今回の休講に伴い4月期末までの振替は5月期末まで延長させていただきます。
- ・ 有効期限のあるものについて、4月末日期限までの、全てのものについては5月末日まで延長させていただきます。（張替メンテナンスチケットなど）

※ 尚、対応内容・期間につきましては政府・関連機関の発表等による状況変化に応じ変更させていただきます場合がございます。今後のお知らせ・再度の変更については弊社ホームページにて公表させていただきますのでご確認をお願い致します。

以上